

恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活において軽微な支援を必要とする市民が、住民相互の助け合いを基本に、安心して日常生活を営めるよう一時的に支援する恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施運営)

第2条 本事業の実施主体は、恵庭市とする。

2 市長は、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人(以下「受託事業者」という。)に本事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする

- (1) 本事業の支援活動を行う者(以下「協力者」という。)の募集及び養成研修の開催
- (2) 協力者の登録及び利用申請
- (3) 協力者と支援を受ける世帯(以下「利用対象世帯」という。)とのマッチング
- (4) 本事業の普及啓発を目的とする広報活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的達成に必要な業務

(事業の利用対象世帯)

第4条 利用対象世帯は、次の各号のいずれかに該当し、公的サービス等の既存の制度が受けられない世帯とする。

- (1) 高齢者又は障害者手帳の交付を受けている者のみの世帯
- (2) 介護をしている世帯
- (3) ひとり親世帯
- (4) 妊婦又は乳幼児若しくは児童のいる世帯
- (5) その他市長が必要と認めた世帯

(事業の協力者)

第5条 協力者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 恵庭市内に在住又は通勤若しくは通学する者
 - (2) 市が実施する事前説明及び講習を受けた者
- (支援活動の範囲)

第6条 支援活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事支援サービス
- (2) 外出支援サービス
- (3) 除雪
- (4) その他、市長が必要と認めたもの

2 前項に掲げる支援活動の具体的な内容は、別表1のとおりとする。

3 草取りについて、利用対象者は月1回を上限に年3回まで利用することができる。

(協力者の登録)

第7条 協力者として登録しようとする者は、恵庭市有償サービス事業協力者登録申込書(様式第1号。以下「登録書」という。)を提出しなければならない。

2 市は、前項の申込みにより適当と認めるときは、協力者登録台帳に登録するとともに、協力者証(様式第2号)を交付する。

3 協力者は、登録書に記載した事項に変更が生じたときは、協力者登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

4 市は、協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 協力者に明らかな不正な行為が認められ、指導に従わないとき。
- (3) 本事業に支障を来す行為を行ったとき。

5 協力者は、登録を辞退しようとするときは、速やかに市に協力者証を返却しなければならない。

(協力者の責務)

第8条 協力者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 活動中に知り得た個人情報を正当な理由なしに他人に漏らさないこと。サービス活動を退いた後も同様とする。

(2) 活動中の事故、物品の破損が生じたときは速やかに市に報告するものとする。

(事業の利用申請等)

第9条 本事業の利用を希望する世帯に属する者は、恵庭市有償サービス事業利用申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を訪問等により審査し、速やかに事業の利用の可否の決定を行うこととする。

(マッチングの実施)

第10条 市は、前条により利用の可否の決定をした場合は、申請者と第7条により登録された協力者と事前に打合せを行う。ただし、事前の打合せが必要ないと認められる場合は、この限りでない。

2 利用の可否の判断の結果、本事業に該当しないとみなされる場合、又は協力者とのマッチングができない場合は、他のサービスや機関等を紹介し、相談者の困りごとの解決に努めるものとする。

(支援活動の提供時間)

第11条 支援活動の提供時間は、月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)の午前9時から午後5時までとし、1回30分を単位として、原則として延べ2時間以内で終了することとする。

2 除雪については、単位時間を設けない。

3 除雪及び草取りについては、実施日の最高気温が30度以上並びに悪天候の場合においては原則として実施しない。この場合においては別日に振り替え、実施することとする。

(報酬)

第12条 支援活動を利用した者は、当該支援活動を行った協力者に別表2に定める報酬等を支払うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年７月２７日から実施し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年６月２４日から実施する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和８年９月１日から実施する。

別表１（第６条関係）

サービス	内 容		
家事支援サービス	食事の支度	掃除	簡単な繕い
	買物	ゴミ出し	薬の受取
	電球交換	簡単な大工	草取り（月１回か つ年３回以内）
	ペットの散歩	洗濯	衣類の整理
	代読	代筆	入院中の買い物
	家具・荷物の移動	その他	
外出支援サービス	通院	理美容	その他
除雪	玄関前除雪		

別表２（第１２条関係）

区分	利用料	備考
基本の利用料（除 雪を除く。）	３０分当たり４００円 草取りは、３０分当たり５０ ０円とし、作業時間は後片付 けを含め１時間とする。範囲	原則２時間まで

	は、協力者1人当たり2.5m ×2.5mの面積とする。	
基本の利用料（除 雪に限る。）	1人工 1,250円 2人工 1,750円 3人工 2,250円 4人工 2,750円 5人工 3,250円	1人工は、自宅から出るた めに最低限必要となる玄関 前から公道までの通路が1 0メートル未満の場合と し、2人工は、当該通路が 10メートル以上の場合と する。なお、車庫前も併せ て行う場合は、車庫1つ当 たりそれらの人工に1人工 加える。
実施日前日までの キャンセル	無 料	
実施日当日以降の キャンセル	30分相当の利用料	

年 月 日

恵庭市長 様

恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」登録申請書

私は、協力者として活動を行いますので、下記により協力者登録申請をします。

住 所	〒			
氏 名	(ふりがな)			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		性別	男・女
電 話 番 号	自宅		携帯	
勤務先・学校	名称 住所			
自己PR（資格、 特技、趣味など）				
可能な生活 支援サービスの 内 容 (○印～複数 選択可)	食事の支度		掃除	簡単な繕い
	買物		ゴミ出し	薬の受取
	家事支援	電球交換	簡単な大工	草取り
	サービス	ペットの散歩	洗濯	衣類の整理
	代読		代筆	入院中の買い物
	家具・荷物の移動		その他	
	外出支援	通院	理美容	その他
サービス				
除 雪	玄関前除雪			

(本書に記載いただいた個人情報については、本事業の運営に関する以外に使用しません)

個人情報にかかる誓約について

私は、恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」において行うサービス活動中に知り得た個人情報について、個人情報の取扱いの重要性を認識し、正当な理由なしに他人に漏らさないこと、また活動を退いた後も同様とすることを遵守します。

氏名 _____

「様式第2号（第7条関係）」

恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」協力者証

写真

3cm×2.4cm

登 録 日 年 月 日

会員番号 第 号

氏 名

上記の者は、本事業の協力者であることを証明します。

恵庭市長

様式第 3 号（第 7 条関係）

協力者登録変更届

私は、以下のとおり、登録内容の変更を届け出ます。

登録番号 _____
氏 名 _____

変更する項目	変更前	変更後

年 月 日

恵庭市長 様

恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」利用申請書

本事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

利用者氏名	(ふりがな)			男・女
生年月日	年 月 日 (歳)			
住 所	〒	電話番号		
緊急連絡先	氏名 続柄	電話番号		
活動内容 (日時・内容)	(例：室内清掃 ○月◎日 9:00～10:00)			
利用対象者 区分	・ 高齢者又は障害者手帳の交付を受けている者のみの世帯 ・ 介護をしている世帯 ・ ひとり親世帯 ・ 妊婦又は乳幼児若しくは児童のいる世帯 ・ その他 ()			

【本事業への同意について】

- ・ 私（利用者）は、本事業を理解し、これに従い自らの意思で事業を利用することとします。
- ・ 私（利用者）が届け出た個人に関する情報を本事業協力者へ提供することに同意します。

利用者氏名 _____